

奈良県告示第八十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十二年地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行う者の名称

奈良市、天理市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、吉野町、下市町、黒滝村、野迫川村及び下北山村

二 調査地域

奈良市針ヶ別所町、都祁馬場町及び針町の各一部地域

天理市海知町、武蔵町、川原城町及び山田町の各一部地域

五條市五條一丁目、五條二丁目及び野原東三丁目の各地域並びに五條市本町三丁目、岡口一丁目、二見五丁目、野原西一丁目、西吉野町平雄及び西吉野町川股の各一部地域

生駒市東新町、山崎町及び谷田町の各一部地域

宇陀市大宇陀区春日、大宇陀区下竹及び大宇陀区半阪の各地域並びに大宇陀区五津及び大宇陀区本郷の各一部地域（全地区、数値情報化のみ）

山辺郡山添村大字遅瀬及び大字西波多の各地域

吉野郡吉野町大字六田、大字丹治、大字三津及び大字橋屋の各一部地域

吉野郡下市町大字才谷の一部地域

吉野郡黒滝村大字中戸の一部地域

吉野郡野迫川村大字上の一部地域

吉野郡下北山村大字下桑原、上池原及び下池原の各一部地域

三 調査期間

平成二十二年六月四日から平成二十三年三月三十一日まで